

公益社団法人 大阪府理学療法士会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款細則Ⅲ「会費に関する項」に定める入会金及び会費の納入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員	2,500 円
賛助会員	10,000 円

(入会金の納入)

第3条 この法人に入会する場合、入会申込書の提出とともに入会金を納入する。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	10,000 円
賛助会員	50,000 円

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費納入)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、年額の全額とする。

2 中途入会をする場合、入会金及び会費を納入し、理事会にて入会を承認された日から会員とする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、次のいずれかに該当する正会員については、第2条及び第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める個人正会員又は賛助会員
- (2) 名誉会員

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。